

2015年7月29日

お客様各位

株式会社 **キッツ****ストレナーのリスト規制非該当証明書の書式変更について**

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社製品に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、ストレナーのリスト規制非該当証明書の書式を下記の通り変更することとなりましたのでお知らせいたします。

敬具

## 記

## 【対象製品】

ストレナー

## 【変更内容】

1. リスト規制非該当証明書の「判定項番」の削除
2. 「項目別対比表」の削除

次ページに新書式のサンプルを添付いたします。  
(「継手」のリスト規制非該当証明書と同様の書式になります)

## 【変更の理由】

ストレナーについては、リスト規制の「判定項番」が無いため、リスト規制非該当証明書から「判定項番」及び「項目別対比表」を削除いたします。

## 【書式変更日】

2015年8月6日(木)発行分より  
(ホームページからの発行分も同日より変更いたします)

ご不明な点などございましたら、お近くの弊社営業所までお問い合わせください。

以上

図書番号：

2015年●月●日

社印

千葉県千葉市美浜区中瀬1-10-1

株式会社 **キッツ**

担当者名(印)  
電話番号

## リスト規制貨物非該当証明書

下記配管材料につきましては、輸出貿易管理令別表第1, 1項から15項に該当する製品でないことを証明致します。

但し、貴社にて出荷される仕向地、顧客、または本品を加工し、あるいは他の製品に組み込んで輸出する商品においては、輸出貿易管理令の規制の対象となる場合がございます。(キャッチオール規制品の疑いのある場合には、経済産業省安全保障貿易審査課に相談する必要があります)

住 所：東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 (窓口：経済産業省本館14階東1)

T E L：03-3501-2801(直通)

F A X：03-3501-6004

輸出国名：アメリカ合衆国

No.	品 名	製品記号	サイズ
1	青銅 10K ねじ込み形 Y型ストレナー(CAC)	Y	1/2B

●本証明書は、2014年9月15日付の輸出貿易管理令及び外国為替令の一部改正を踏まえた審査をしています。